

余五將軍平維茂の軌跡

文学部史学科教授 森 公章

はじめに

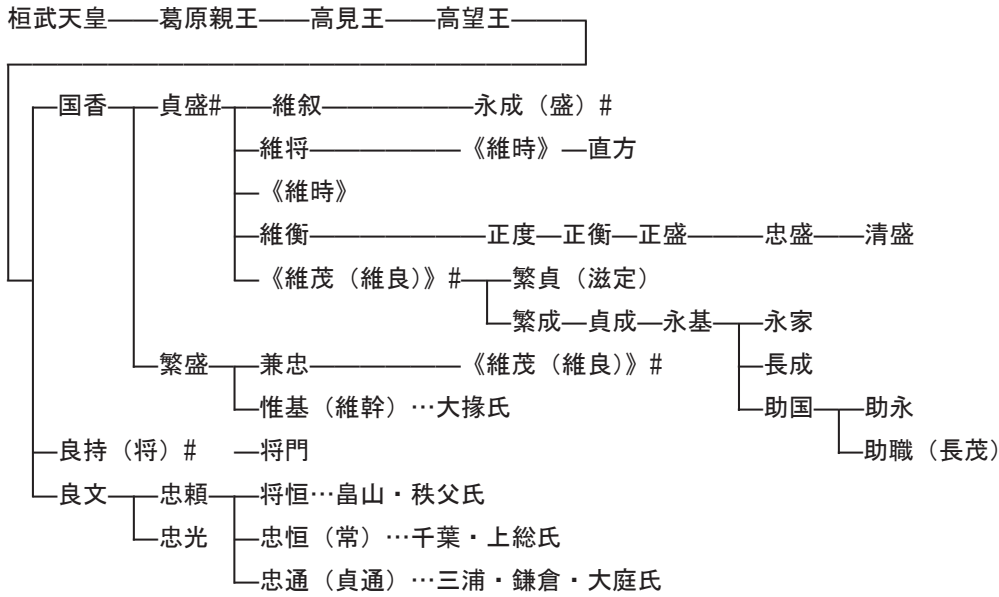
私は先に河内源氏の祖源頼信、大和源氏の祖源頼親の活動と子孫の展開過程を検討し、武者、「兵の家」と称される新しい社会集団である武士の生成・発展を考察しようとした^①。後代の家格で言えば、頼信・頼親らは四位・五位を極位とし、受領などを務める諸大夫クラスで、「軍事貴族」と称されることも多いが、彼らは武士としての発展を目指していた訳ではなく、頼信の子頼清や頼親の子頼成は武者とは異なる処世を企図しており、十一世紀前半・中葉段階では明確な方向性は定まっておらず、十一世紀後半～十二世紀における展開や地方の状況なども相俟って、新社会集団が成長していくものと展望される。

小稿で取り上げる平維茂は、平将門の乱平定に功績があった平貞盛の弟繁盛の子兼忠の子で、貞盛の養子になって、その第十五子に位置づけられるので、「余五」と称された。鎮守府將軍になったの

で、余五將軍の名で知られており、その子孫は越後城氏につながっている。維茂は治安二年（一〇二二）に死去しているから『小記目録』第二十・治安元年四月十三日条）、ともに八十歳を越える長命であった頼信・頼親の活躍期間には及ばないが、概ね同世代くらいの人物である。中央の武士の祖となる人々と地方の武士団の祖となる維茂の活動を比較する意味もあり、十世紀末～十一世紀前半における武者的人物の活動形態やその後の子孫の展開を知る一例として、平維茂について整理しておくことは必要であると思われる。

なお、平維茂は長保五年（一〇〇三）に下総国府を焼亡した平維良の乱を起こした維良と同一人物であることが明らかにされており（上記の維茂の死亡を示す記事は維良のものである^⑤）、この平維良の乱も維茂の足跡を検討する重要な材料となる。そこには藤原道長の御堂流が撰関家として固定する前後の時期における、撰関家諸流との関係模索のあり方という要素も看取され、貴族社会の中での武者の位置づけ・役割と武士への展開という要素を考究することも期待

図1 桓武平氏略系図



(備考) 《 》は養子関係になった者を示す。人名の右肩の「#」は鎮守府將軍就任者。

される。また前二稿と同様に、越後城氏への展転過程にも言及し、武士の歴史を構成する事例蓄積にも努めたいと思う。

一 『今昔物語集』の説話から

平維茂は古記録類では専ら維良(吉)の名で記され、維茂としての活動が見えるのは系図・説話史料においてである。説話では『今昔物語集』巻二十五第四話「平維茂郎等、被殺語」、第五話「平維茂、罰藤原諸任語」が知られる。第四話は、

上総守兼忠ト云フ者有ケリ。此ハ平貞盛ト云ケル兵ノ弟ノ繁茂ガ子也。其ノ兼忠、上総守ニテ有ケル時ニ、其ノ国ニ有ケルニ、余五將軍維茂ト云者ハ此ノ兼忠ガ子ニテ有ケルガ、陸奥国ニ居タリケレバ、父ノ兼忠ガ上総ニ有ルニ、「久ク不見奉ニ、此ク上総守ニ成テ下リ給タレバ、喜ビ乍ラ参」ト云ヒ遣セタリケレバ、兼忠モ喜テ其儲ヲ営テ、「何シカ」ト待ツニ、館ノ人、「既ニ此ニ御座シタリ」ト云ヒ騒ケム。

とあり、上総守(上総国は親王任国なので、実際には介)として上総国に赴任した父兼忠の下を陸奥国で活動する子の維茂が訪問した時の出来事を記している。兼忠の任官時期は不明とされてきたが、『平安遺文』四〇八号長保三年(一〇〇一)四月八日山城国禪定寺田畠流記帳(禪定寺文書)に綴喜郡田原郷字山田の山田(墓田・家地あり)は「上総守藤兼忠朝臣亮」とあるのは、当該期に藤原兼忠

という人物は知られないこと、禪定寺文書の異本に「藤」を「平カ」とするものがあることなどにより、これは平兼忠を示すものに他ならないことが指摘されている⁽⁶⁾。とすると、第四話はこの長保三年前後の話ということになる。

一方、第五話は、

実方中将ト云人陸奥守ニ成テ、其ノ国ニ下ダリケルヲ、其ノ人ハ止事無キ公達ナレバ、国ノ内ノ可然キ兵共、皆前々ノ守ニモ不似、此ノ守ヲ饗応シテ、夜ル昼ル館ノ宮仕怠ル事無カリケリ。

とあるので、長徳元年(九九五)正月任で、同四年十一月に任中で死去した藤原実方が陸奥守であった頃の話である。したがって時代順では第五話、第四話となり、上掲の如くに第四話では維茂は既に陸奥国に定着していたと描かれているから、それとも符合する。ただ、第四話には維茂の郎等のあり方が記されているので、分析の順序としてまず第四話から検討することにした。

第四話では維茂には「郎等ノ宗ト有ル者共四五人計調度ヲ負ヒ、前ノ庭ニ居並タリ」とあり、郎等が随行していたことが知られる。その中に「第一ニ居タル者ハ字ヲバ太郎介ト云。年五十余計ノ男ノ、大キニ太リテ鬚長ク、鑷ク怖シ気也。現ニ吉キ兵カナト見タリ」という者がいた。維茂一行が到着した時、兼忠は「風発テ、外ニハ不出シテ簾ノ内ニ寄ニ臥シテ、入シ立テ仕フ小侍男ヲ以テ、腰ヲ叩カセテ臥タル」という状況であったという。兼忠は小侍男に太

郎介を知っているかと尋ね、この年少の者が知らない旨を答えると、「汝ガ父先年ニ殺テシ者ノゾ」と、小侍男の父の敵であると教えている。

太郎介らは維茂が食事を終え、寝室として用意された部屋に行くのを送り届けた後、自分達の宿所で休息することになる。彼らにはまたそれぞれに郎等がおり、「傍ニ弓・胡録・鎧・甲有り。庭二郎等共、調度ヲ負テ、所々ニ立廻ツ々主ヲ守ル」という状況で、重層的な主従関係が形成されていたことがわかる⁽⁷⁾。今回の維茂の上総国訪問は最低限の随員であったと思われる、卷十六第二十話「從鎮西上人、依觀音助通賊難持命語」の大宰大弐の子息で「武勇ノ家ニ非ズト云ヘドモ、力ナド有テ極テ猛カリケル」という者が上京した時の郎等二十人程、卷二十三第十四話「左衛門尉平致経、送明尊僧正語」で、藤原頼通の命により夜間に急に護衛を行った際に三十余人の郎等を駆使した例、また卷十九第四話「撰津守源満仲出家語」に「年来仕ケル親シキ郎等五十余人、同時ニ出家シツ」とあることなどを参照すると、数十人規模の中核的兵力を従えたものと推定される⁽⁸⁾。

第四話では太郎介周辺の嚴重な警備の中、小侍男が父の仇討ちを果す展開になっている。太郎介を殺害された維茂は、「抑モ此ノ介ハ一ト七人殺テシ者ゾカシ。其ノ被殺ニシ者ノ子ナム小侍ニテ守殿ニ有ナル。然様ノ者ノ殺シタルニコソ有ヌレ」、「一ト七慮外馬咎メニ射殺シ候ヒシ男ノ子ノ小男コソ殿ニ候フナレ。定メテ其レガ為態

ニコソ候フメレ」と、事件の背景と下手人をすぐに思い付いており、父兼忠に犯人引き渡しを申し入れるが、この出来事は両者の間で蟠りになっていたらしく、兼忠はもし兼忠が殺害されて、維茂の郎等が仇討ちをしたらどう思うか、「祖ノ敵ヲ罰ヲバ天道許シ給フ事ニハ非ズヤ」と告げ、維茂も納得せざるを得なかったという。ちなみに、この小侍男は程無く病死している。

兼忠と維茂は久しく相会していなかったようであり、父が殺害された時、小侍男は「未幼カリシ」であったと記されているので、その殺害事件はしばらく前の出来事であったと思われる。京内でも貴族の邸宅の前を断りなく、あるいは騎馬などで通過すると、紛擾になる例が散見しており、「馬咎メ」とは乗馬のまま前を通る無礼のことで、些細な事が紛争・殺人につながるのである。巻二十五第十話「依頼信言平貞道、切人頭語」では、源頼光の郎等であった平貞道が、酒の席で頼光の弟頼信に「駿河国ニ有ル」「ト云フ者ノ、頼信ガ為ニ無礼ヲ至ス。シヤ頸取テ得サセヨ」と命じられた時、「其御弟ニ御座レバ、現ニ一家ノ主也トハ云ヘドモ、未ダ参リ仕リナアドハ不為」、「此様ノ事ハ、我レヲ宗ト憑ム人ニコソ云ヘ」と思い、明確な返事をしなかったが、その後、要事で東国に下向する際に、駿河国でその男に会し、「己等許成ヌル者ヲバ、心ニ仕セテ為得給ハムズカハ」などと無礼な言辞を投げかけられたので、使命を思い出して殺害するという顛末が描かれており、太郎介にしても主人に対する無礼を看過し難いところであったのであろう。

以上、第四話では維茂の郎等集団の様相を瞥見したが、彼らの陸奥国での活躍ぶり、また維茂との関係形成の端緒は如何であろうか。第五話によると、維茂は陸奥国において藤原秀郷の孫諸任、字を沢股四郎と称する者と争っており、「此ノ二人墓無キ田畠ノ事ヲ諍テ、各道理ヲ立テ、守ニ訴ケルヲ、何レモ理也ケルニ、亦二人乍ラ国ノ可然キ者ニテ有レバ、守否定メ不切シテ有ケル程ニ、守三年ト云ニ失ニケレバ」とあって、さすがの藤原実方もこの二人の争いに裁定を下すことができないままに過ぎ、任中の長徳四年十一月に死去してしまつたとある。実方の後任の陸奥守はしばらく不明で、『権記』寛弘元年（一〇〇四）三月七日条に見える橘道貞は諸国申請雑事を申上しているので、この年が任初と目される（その後は寛弘六年に藤原済家、長和三年に藤原貞仲、寛仁三年に橘則光、万寿三年に平孝義と続く⁹⁾。

第五話では十月一日前後と言うから、実方の死の翌年頃、次の守の赴任前か任中かは不明であるが、維茂と諸任は互いに牒を交わして合戦による決着を図る仕儀になる。維茂方は兵三千人、諸任方は千余人の兵力であったといい、諸任は不利を察知して常陸国に逃走したという風聞があり、維茂方は「集タリケル兵共モ暫クニコソ巻ケレ、遙ニ久ク成ヌレバ、各、『要事有』ナド云テ、皆本国ニ返リヌ」と散会してしまふ。維茂方では沢股君（諸任）は「常陸・下野ナドニ通テ有ラム」と、油断していたところ、丑時頃に「軍真黒ニ打散テ四五町計ニ見ヘ候ツ」と、諸任は維茂に夜襲をかける。維茂方は

家内に二十人程しかいなく、妻・女房や小児は後ろの山に隠遁したといひ、まだ小児であつた左衛門大夫滋定（繁貞）もこの中に含まれてゐた。

諸任側は「屋共ニ火ヲ付テ焼キ掃フ」、「一人トシテ逃ス者無く、皆家ニ籠テ、或ハ射殺シ或ハ焼殺シツ。火消ヘ畢ヌレバ、皆打入テ見ルニ、焼ケ死タル者、上下男子・児共ナド取り合テ八十余人也」といふ攻撃ぶり、諸任の郎等も二十〜三十人が射殺されたのである、かなりの激戦であつたと思われ、ともかくも維茂を焼死させたものとして引き上げることになる。ここで諸任は妻の兄の大君という人物の所に立ち寄る。大君は能登守□（橘か）惟通の子で、「長武者ニテ心恥カシク心俸テ有ケレバ、身ニ敵モ無く、万人ニ被請テナム有ケル」と描かれており、陸奥国で一目も二目も置かれる存在であつたようである。諸任は「軍共物食セ、酒飲セテ」と考へて到来したのであるが、大君は「其ノ余五ガ頭ハ慥ニ取テ、鞍ノ鳥付ニ結付給ヘリヤ」と詰問し、諸任がそのような措置・確認をしていない旨を答へると、大君は維茂の生存の可能性に留意すべきことを伝え、中立の立場を示すためか、諸任を館内に入れず、酒食を与へて追却するという態度をとつてゐる。

諸任は「哀レ、賢ク坐スル翁共カナ」と嘲笑し、五〜六十町程進んで、西に小川が流れる野岳に至り、ここで酒食を摂り、臥寝してしまふ。維茂は生存しており、生き残つた郎等たちを集め、「彼レハ勢多クシテ軍四五百人許有ケリ。此方ハ僅ニ五六百人許ニコソ侍

メレ。其レヲ以テハ忽ニ何ダセサセ給ハムト為ルカ。然レバ、後ノ日ヲ以テ軍ヲ集メテ、何ニモ戦ヒ可給也」といふ慎重論を退け、諸任側の油断を推量して、追撃に出ることを主張する。維茂が諸任を追走するには大君の家の前を通過せねばならないが、大君は防禦を固めるものの、維茂を制止することはなく、諸任の敗死を予見するのみであつた。維茂方は「軍ノ員ヲ計フルバ、馬ノ兵七十余人、歩兵三十余人、合セテ百余人ゾ集レル。此レハ家近キ者共ノ疾ク聞テ馳セ集レルナルベシ。家遠キ者共ハ未聞ネバ、遅ク来ナルベシ」とあり、遠近に居住する郎等が集結して、百人程の中核的兵力を動員することができてゐる。

維茂は諸任を急襲し、「射取テ頸ヲ切ツ」と勝利を納め、さらに諸任の家を攻撃、「屋共ニ火皆付テ、『凡ソ女ヲバ、上下、手ヲ不懸ソ。男ト云ハム者ヲバ、見エムニ随テ射臥セヨ』ト云ケレバ、片端ヨリ皆射殺シツ。其中ニ不意ニ逃ル者モ有ケリ」といふ結末になつた。上述のように、諸任の妻は大君の妹であり、維茂は「人ヲ入レテ、沢股ガ妻ヲバ女房一人ヲ具シテ引出テ、馬ニ乗セテ、市女笠ヲ着セテ、現ニモ不見セズ、女房ヲモ同様ニシテ、余五ガ馬ニ傍ニ立テ」と保護し、大君の家に立ち寄り、門前で「自ハ否参入ラ。沢股ノ君ノ妻ニハイササカニ恥モ不見セ。此ク御妹ニ御座ヌレバ、其レニ憚リ申シ慥ニ将奉タル也」と告げたといひ、大君に敬意を示し、関係確立に努めてゐる。以上が第五話の概要で、「其ヨリ後ナム此ノ維茂ハ東八ヶ国ニ名ヲ擧テ、弥ヨ並ビ無キ兵ニ被ケル。其ノ子左

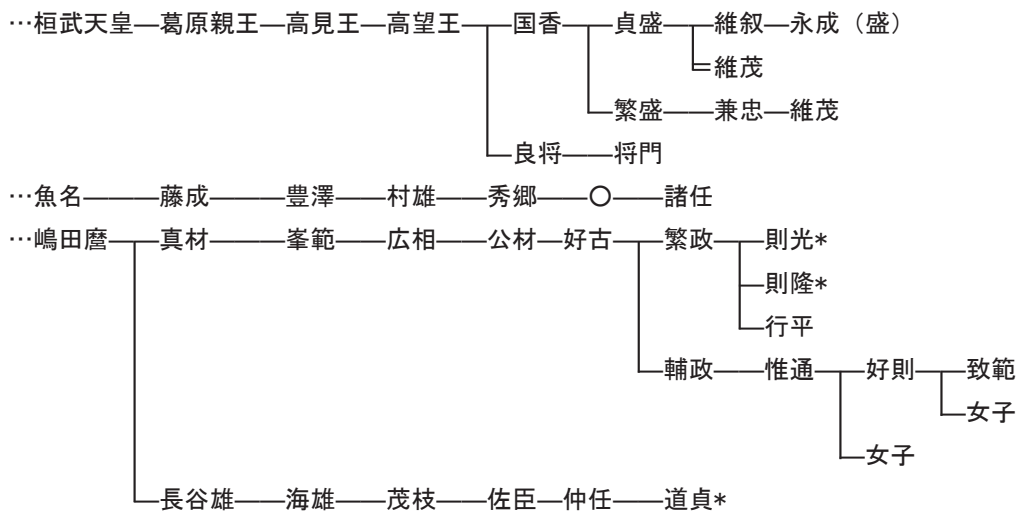
衛門大夫滋定ガ子孫、公ニ仕テ、于今有トナム語り伝ヘタルトヤ」と結ばれるところである。

まずは武力のあり方を検討したい。維茂は三千人を動員したと記されているが、これは国衛軍制の構造を示す史料として注目される『今昔物語集』巻二十五第九話「源頼信朝臣、貞平忠恒語」に描かれた常陸介源頼信の館ノ者・国ノ兵共計二千人に対して、左衛門大夫平惟基（維幹）の三千騎と等しい数である。ともに繁盛流で、兼忠―維茂も常陸国に拠点を有していた可能性があり、あるいは同様の形で兵力を糾合することができたのかもしれない。『将門記』では承平六年七月二十六日の下毛野国之堺での合戦の際に下総介平良兼が千余人、同七年九月十九日の常陸国真壁郡服織之宿での合戦で将門が千八百余人を率いたとあり、一国で勢威を振るう段階では千人程度の兵力引率が可能であったと考えられる。新皇として坂東諸国を席捲した将門が一旦「諸国兵士」を返した時は、「僅所遺之兵不足千人」とあり（天慶三年二月一日前後）、やはりこの千人程度が将門の基本的な動員可能兵力であったと解されよう。¹⁰ 新皇段階では五千人、常陸国司藤原維幾が徴発した常陸国の国軍が三千人（天慶二年十一月二十一日条）、下野国押領使として藤原秀郷が動員した兵力が四千人（天慶三年二月一日条の前）と見えており、諸任の千人余が基本的な兵力に近似し、維茂の三千人は、後に「本国」に散会したとあるので、坂東からの動員をふまえたものではないかと思われる。

一方、維茂の中核的兵力は百人程で、これは将門らと同様である。彼らは維茂の家の近辺、またやや遠所に居住しており、『将門記』ではこうした従類が核となり、さらに周辺に居住する伴類と呼ばれる人々を動員する構造になっていた。戦闘は相手の拠点を殲滅することを目的としており、『将門記』を要約した『今昔物語集』巻二十五第一話「平将門、発謀反被誅語」には「父故良持ガ田畠ノ諍ニ依テ、遂ニ合戦ニ及」とあり、第五話でも「墓無キ田畠ノ事ヲ諍テ」とあるが、土地の争奪よりも、人的結合に打撃を与えることが主眼となっている。また第三話「源充・平良文合戦語」では、「二人ガ云事ヲ互ニ中言為ル郎等有テ」、「人ノ云ヒ腹立テ合スレバ、共ニ大キニ噴ヲ成シテ」と記され、互いの直接的な争いというよりも、中間に存する郎等同士の対立などが事を大きくする要因であったと描かれており、この第五話でも、「其後共ニ愁ノ憤リ不止シテ、互ニ不安ヲ思テ有ル程ニ、各此ノ事ヲ便無キ様ニ中言スル者共有テ、不吉様ニ聞セケレバ、本ノ極リ中吉カリケル者共ノ只悪ニ悪ク成ヌ」とあって、やはり同様の構図で合戦に至ったようである。

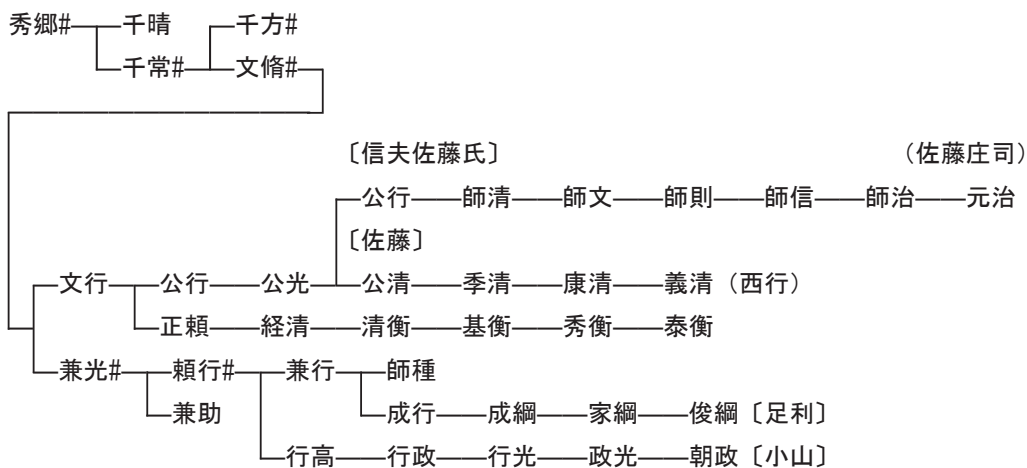
『将門記』天慶三年正月中旬の将門による平貞盛・藤原為憲（常陸国司維幾の子で、貞盛のいとこ）追討では、貞盛らは取り逃がしたが、貞盛と源扶の妻を捕獲しており、この時、「陣頭多治経明・坂上遂高之中、追領「彼女」。新皇聴「此事」、為「匿」女人媿」、雖「下勅命」、々々以前、為「夫兵等」悉被「虜領」也。就「中貞盛之妾、被

図2 維茂、諸任、大君の系譜的比較



(備考)「=」は養子関係を示す。人名の右肩の「*」は陸奥守就任者。

図3 秀郷流藤原氏の略系図



(備考)『尊卑分脈』を中心に作成。信夫佐藤氏の系図は『伊勢佐藤系図』を参照。人名の右肩の「#」は鎮守府將軍就任者。

剥取「露」形、更无「為方」矣」となったといい、以下やや文学的な叙述が続くが、女性には暴行の対象となっている。それ故に、維茂は大君の妹である諸任の妻を庇護することに意を払っていたのである。大君は「喜テ門ヲ開テ、妹ノ君ノ女房ヲ受取テ、給ハリヌル由ヲ云ヒ出シタレバ、使ハ返ヌ」とあり、これにより戦後の大君との関係構築が可能になるものと思われる。

ところで、当初、諸任は常陸あるいは下野に逃去したのではないかと描かれている。維茂と諸任の合戦の舞台が陸奥国のでのあたりであったのは不明であるが、彼らが元来は坂東から進出してきており、諸任に関しては秀郷流藤原氏の拠点である下野、また繁盛流の本拠地の常陸にも何らかの拠点を有していたことが窺われ、維茂も第四話では時に坂東に往還していることを考慮すると、陸奥国でも坂東に近接した南部の地域が想定されてくる。諸任の沢股四郎という呼称との関連では、福島市に北沢又・南沢又があり、ここは信夫郡域で、後代にはやはり秀郷流藤原氏で、奥州藤原氏の有力な郎等・姻族となる信夫佐藤氏が勢力を確立する地となる。したがって維茂と諸任の争いも、この南奥の地での合戦の一齣であったと目されよう。

なお、維茂、諸任、大君（橘好則）の系譜上の位置関係を比較すると、第五話で秀郷の孫とある諸任は概ね維茂と同世代の人物と見ることができる。但し、『尊卑分脈』では秀郷の六代孫に師種があり、「澤股、余五將軍敵人」（二―四〇五頁）とあるが、世代的には

合わず、秀郷流藤原氏の系図復原には色々問題があると思われる。また大君は「橘氏系図」（『群書類従』五）には惟通の子に「好則（陸奥住人、従五下／大君ト云フ）」とあり、その子致範は従五下・越中守、女子は「秀郷孫諸任室」と記されており、この点は妹とする第五話と齟齬し、図2では両案を併記して示した。さらに妹・女子いずれにしても、諸任と大君の関係、大君は「長武者」・「翁」と記されていることから考えて、諸任や維茂よりは年齢が上、または世代も上と目されるが、橘氏の系図の世代では諸任・維茂よりも代数が下になり、橘氏の人々が若年のうちに次々と世代交代しないと、系譜上の位置が合わなくなるので、これも検討課題とせねばならない。

ちなみに、橘氏のこの前後の人々には陸奥守の経歴を有する者が散見し、大君＝橘好則が陸奥国で活動する前提として、こうした同族の任官に伴う下向・随従という契機が推定されるところとなる。この点は維茂の陸奥国進出の要因を検討する上で留意し、後述することにした。また諸任に勝利した維茂は陸奥国での勢威をさらに高めたものと思われる、上述の第四話では太郎介という者を郎等にしていたことが知られる。『今昔物語集』卷二十六第五話「陸奥国府官大夫介子語」には、「陸奥ノ国ニ勢徳有ル者、兄弟有ケリ。兄ハ、弟ヨリハ何事モ事ノ外ニ増テゾ有ケル。国ノ介ニテ政ヲ取行ヒケレバ、国ノ庁チニ常ニ有テ、家ニ居タル事ハ希ニゾ有ケル。家ハ、館ヨリ百町許去テゾ有ケル、字ヲバ大夫ノ介トナン云ケル」と描かれ

る在庁官人の上首者の様子が窺われるが、こうした人物ともつながりを築いていくのではないかと考えられる。

二 平維良の乱

次に平維茂¹¹維良の動向が知られるのが、長和五年（一〇〇三）に下総国で勃発した平維良の乱である。前章冒頭で触れたように、長和三年には維茂の実父兼忠が上総介として在任しており、第四話には陸奥国から郎等を率いて上総国に到来する維茂の姿が描かれている。第四話では郎等間の敵討ちの紛擾があり、維茂は程なく陸奥国に戻ったように記されているが、平維良は『平安遺文』四三九号寛弘二年（一〇〇五）四月十四日条事定文写¹²に見える上野介橘忠範の申請雑事中の「一請兼被^レ賜^二官符^一、停止隣国々司并隨兵郎等、恣越来残^中滅所部^上事」という行為に関連するものであり、兼忠も上総介在任の中での、維茂の坂東における活動の一端を示すものと位置づけられる所以である。¹³

a 『小記目録』第十七長保五年（一〇〇三）正月十六日条
同五年正月十六日、下総・武蔵両国司、依^二維良兵乱^一、言^二上解状^一事。

b-1 『小記目録』第十七長保五年二月八日条
同年二月八日、被^レ定^下可^レ追^二討^二平維良^一使^上事。

b-2 『百鍊抄』長保五年二月八日条

諸卿定申下総守義行言上平佐（維）良焼亡府館掠虜官物事。

c 『権記』長保五年二月二十八日条

（上略）又被^レ定^二宇佐宮申請及上^一□〔総カ〕国司解文・□（前カ）司著信等申文^一。

d 『権記』長保五年四月二十三日条

（上略）又參^二左府^一、奉^下越後守為文申^レ停^二押領使^一・惟風著任後追^二捕平維良^一文^上。（下略）

e 『権記』長和五年四月二十六日条

（上略）左右金吾・弼相公・左大丞候^二御前^一、有^二掩韻事^一。有^二陣定^一。遠江□〔守〕惟貞・下総守為重〔度カ〕申十个条、上総前々「一」（司著信カ）申曲殿等事、及上総国・相模国申文、下総国申文・日記等也。（下略）

f 『小記目録』第十七長保五年五月三日条

同年五月三日、追^二捕平維良^一事。

g 『小記目録』第十七長保五年五月五日条

同年同月五日、平維良焼^二下総国庁^一事。

h 『権記』長保五年九月五日条

参^レ衝、有^レ政。参内。左大臣被^レ定^二申惟風朝臣言上平維良所^レ犯弁定事^一。惟風言上之旨、專非^二官府（符）之意^一、先向^二事発所^一、弁^二定理非^一可^二言上^一。偏以^二義行等申状^一為^レ実、是非^レ可^レ為^二証拠^一。次問^下上総国司及加^二押署於義行解文^一之者等^上、依^二其紕繆^一可^レ知^二実否^一。又受^二勘問^一者与^レ使共不^レ可^レ署^二於日記^一。風（凡カ）又烧亡処

之事実者、儘注^三其数及子細^二可^三言上^一也。使解状者（脱アルカ）

i 『小記目録』第十七長保五年九月八日条

同年九月八日、下総守義行并雜任等問注記事。

j 『権記』寛弘元年（一〇〇四）三月七日条

（上略）被^レ定^二安房守秀俊申雜事六^一个条、下総国守忠能申五^一个条^二。（下略）

平維良の乱が起きたのは長保四年（一〇〇二）末のことと目され、翌五年正月・二月になって朝廷にその状況が報告されている。b-2には「焼^二亡府館^一」、gには「焼^二下総国庁^一」とあり、下総国府を焼き打ちにするものであったことが知られ、そこには国司との対立・国司を襲撃するという事柄が中心になっていたものと考えられる。当時の下総国守はb-2・h・iに登場する宮道義行で、彼は『小右記』長保元年十二月二十七日条に下総守で、藤原実資に絹・露草移などを送付したことが見え、その前年の『権記』長徳四年二月二十三日条には藤原惟親が「下総功」により従五位上に叙せられたことが記されているので（『本朝世紀』長保元年三月十六日条の東三条院への行幸では「召^二堪^一楽者^二」の中に見える）、長保四年は宮道義行の任終年と推定され、この事件は任終年における国司の苛政に対して、隣国で活動する平維良（維茂）が関与したもので、国司苛政上訴が国司襲撃事件に展開した出来事と位置づけることができよう。¹³

但し、平維良の乱の原因や国府焼き打ち以外の詳細は、主要な史

料である『小右記』本文が欠如し、『小記目録』しかなく、『権記』ではh以外に具体的な記述に欠けることもあり、不明の部分が大きい。『将門記』における平将門の武蔵国や常陸国の紛擾への介入のような行動によるのではないかと推測されるに留まる。またaには下総国司からだけでなく武蔵国司からの兵乱勃発の言上があり、d・hに平定に加わったことが見える藤原惟風は、時に武蔵守と目され、『御堂関白記』寛弘元年十月九日条では藤原道長に馬一疋を献上しており、『小右記』寛弘二年正月二十日条には坂東の通例である二箇年分の済事により受領功過に合格している。ちなみに、上掲の上野介橘忠範の申請雑事には「一請因^二准傍例^一、賜^二押領使官符於下野・武蔵・上総・下総・常陸等国^一、捕^二糺凶賊^一、兼賜^二随兵廿人^一事」とあり、公卿らの裁定では「当国押領使及随兵等、任^二前例^一可^レ被^二裁許^一歟」とあるので、坂東の国司は押領使を兼帯することができた。

藤原惟風は北家長良卿孫で、長良―国経―忠幹―文信―惟風という系譜で、『尊卑分脈』には「従四上／備中・武蔵等守／中宮亮」とあり（二―一五二頁）、『権記』長保二年（一〇〇〇）正月二十二日条には「申^二受領等^一之中、新叙」として、檢非違使分の中に惟風が見え、ここで武蔵守になったのであろう。¹⁴ 惟風は『小右記』寛和元年（九八五）二月十三日条には時に右衛門尉で円融上皇の子日御遊に御馬籠として登場し、永祚元年（九八九）正月十五日条の使宣旨では文章生右衛門権少尉、長徳三年（九九七）五月十五日条の藤

原道長の右近馬場での競馬では検非違使で、出馬を分取したとある。『尊卑分脈』には「使／蔵」とも記されているので、文章生から出身して右衛門尉・検非違使・蔵人を歴任したことが知られ、武蔵守でありながら、平維良の追討に起用されたのは、武官の経歴・相応の武威があったためと考えられる。なお、その後の動向としては、『御堂閔白記』寛弘五年（一〇〇八）十月十七日条では、時に散位で、敦成親王（後一条天皇）家の別当になっており、同七年三月十三日条には時に備前守で、道長に任国下向の挨拶をし、馬一疋を賜与されている。長和元年（一〇一二）四月二日条には道長から唐鞍具を賜与され、長和二年九月十六日条では、三条天皇が道長の土御門第に行幸した時、中宮亮（中宮妍子は道長の女）として従四位上に昇叙されたことが知られる。『小右記』長和四年四月五日条には中宮の御乳母中務典侍（藤原灑子〔高子〕）に関連して、「故惟風妻」と見えるので、この時には故人になっていた。

この惟風による追討に対しては、dに越後守源為文が追捕を停止するように言上したことが知られ、維良Ⅱ維茂は後代に越後を拠点とする城氏の祖となることを勘案して、既にこの頃から越後とのつながりがあり、越後に逃走していたと考えられるのではないかと指摘されているが、本稿では新説に従って史料の読み方を改めたので、このような想定は成り立たなくなる。この点は措くとして、『玉葉』治承五年（一一八一＝養和元）七月一日条には、城助職が信濃国に侵攻して木曾義仲に敗れた後、「本国在庁官人已下、為_レ遂_二宿

意_一、欲_レ凌_二礫助元_一之間、欲_レ引_二籠藍津之城_一之處、秀平遣_二郎從_一欲_二押領_一。仍逃_二去佐渡国_一了」という行動が記されており、越後と陸奥は会津を介して連絡可能であったから、¹⁵維良Ⅱ維茂は陸奥を経由して会津から越後に逃走したとも考えられなくはない。

さらにhでは、左大臣藤原道長が陣定において、惟風の言上は追討官符の趣旨と相違しており、まず事発所である下総国に出向いて、事実関係を弁定した上で言上すべきであって、事件を報告した宮道義行の申状を事実とするだけでは証拠にならないと叱責している。この陣定ではまた、上総国司と義行の提出した解文に加署した者を尋問すれば、その誤りによって実否を知ることができるであろうこと、勘問を受ける者（義行側）と追討に加わった惟風が一緒に事件の報告書に署名すべきではないこと、下総国府が焼亡したことが事実であれば、その被害数と子細を言上すべきであることなどが指摘されており、総じて惟風や義行には手厳しい内容になっている。iによると、下総守宮道義行と雑任Ⅱ在庁官人が勘問されており、朝廷は義行側に原因があると目途をつけていくようである。

以上を要するに、平維良の乱は維良Ⅱ維茂に対する処罰は曖昧なままに終わっており、むしろ下総守宮道義行や追討に加わった藤原惟風らが藤原道長から責問される仕儀になっている。e・jには上総国司、また義行の後任者である下総守藤原為度、さらに同年中の八月十六日に下総守になった源忠能（良）から申文があったことが知られるが、上総国司が維良Ⅱ維茂の父兼忠であったか否かを含め

て、その内容が不明であるため、維良の乱との関係がわからないのは残念である。

ちなみに、dの越後守源為文は、『御堂閔白記』寛弘元年閏九月十六日条には敦康親王に小馬二疋を献上したことが見える。但し、彼はその後、寛弘六年二月には時に前越後守で、中宮彰子・敦成親王・道長らを呪詛した法師円能の勘問により、高階光子らとともに造意者とされる民部大輔源方理の妻源氏に父であったため、罪名を勘申されており、円能は為文は厭符の事は知らなかったと証言したものの、明法勘文では八虐の罪にあたりと判断されている（『百鍊抄』寛弘六年二月四日条、『政事要略』卷七十寛弘六年二月八日勘文など）。為文は除名にはならなかったようであるが、dの時点を含めて、道長との関係は不詳とせねばならない。

宮道義行は『本朝文粹』卷六長徳二年正月二十一日の奏状で「拜任安房・能登・淡路等国守闕」を求めた時、「天延元年（九七三）候^三藏人所^一、貞元元年（九七六）任^三木工允^一、当時造営、日夕奔営。天元三年（九八〇）遷^三大藏丞^一、永観二年（九八四）適預^三榮爵^一」という経歴を述べており、この時は国司への転身は叶わなかったが、上述のように、その後には下総守に就任することができた。彼は『小右記』に散見し、正暦元年（九九〇）十一月二十七日条では実資が小野宮東家の造作に伴う犯土を避けるために義行宅に移居している。長和二年（一〇一三）四月十六日条には十五日戌尅頃に五十七歳で死去したことが知られ、「執行政所雜事之間、曾無雜

怠^レ者也。太惜之^一」と記されているので、小野宮家の家司であったことがわかる。¹⁶寛仁元年（一〇一七）九月一日条では宮道仲光が皇后宮少進に申任されており、「故義行朝臣仲光父。從^三若冠之時^一、從^三余于尚^一。依^三昔志^一、今謹所^三申任^一也」と見え、治安三年（一〇二三）八月二十八日条では義行の子で、長和二年八月五日条で家司になっていた（故義行朝臣子。義行朝臣自^三昔日^一至^三閑日^一、殊致^三勤節^一。仍為^レ不^レ空^三彼職^一所^レ補也」とある）式光を実資の女千古の家司に任じており、実資はその子息たちにも配慮していたことが窺われる。なお、『九条殿記』天曆二年（九四八）正月五日条には、藤原師輔の大饗に際して、「左大臣差^三右衛門尉宮道忠用^一□引出物料馬一疋」とあり、藤原実頼の使者を務めた宮道氏の者が知られ、義行はこうした類縁によって小野宮家に仕えていたのではないかと指摘されている。¹⁷

k 『続左丞抄』寛和三年（九八七）正月二十四日官符

太政官符近江・美濃等国司。応^レ令^レ運^三上延曆寺^一散位從五位下平朝臣繁盛奉^三書写^一金泥大般若經一部六百卷事。右得^三彼寺今月五日奏状^一稱、繁盛去寛和二年十一月八日解状稱、謹檢^三案内^一、奉公之勤、古今未^レ倦、至^三于老後^一、猶含^三忠節^一。況坂東大乱之時、故秀郷朝臣・貞盛朝臣、与^三繁盛等^一共竭^三筋骨^一、入^三万死^一出^三一生^一、□天下之騒動也。依^三其勲功^一、秀郷・貞盛各関^三恩賞^一、拜^三分憂職^一、繁盛独漏^三朝恩^一、未^レ慰^三夕腸^一。每^レ思^三鴻涙之難^一通、猶歎^三鳳徳之不^レ同、涯分不^レ及、方寸所^レ存也。然而及^三于白髮之時^一、偏懷^三皇道之

節。仍奉_レ為聖朝安穩鎮護国家_一、以_二金泥_一奉_レ写_二大般若經一部六百卷_一、為_レ表_二丹誠_一、負_二之白馬_一、欲_レ令_レ運_二上天台_一。揚_二題名_一之間、陸奥介平忠頼・忠光等、移_二住武藏国_一、引_二率伴類_一、運上之際、可_レ致_二事煩_一之由、普告_二隣国_一、連日不_レ絶。件忠光等、依_二所犯明白_一、奏_二聞公家_一、隨即可_レ追捕_二之官符_一、被_レ下_二於東海・東山両道_一也。爰諸国司等任_二官符旨_一、欲_二追捕_一間、去年八月九日被_レ下_二可_レ停止_一之官符_上。因_レ茲忠光等暴逆弥倍、奸謀尤甚。為_レ遂_二彼旧敵_一、欲_レ断_二此善根_一。爰_一泣_二本願之徒止_一、一歎_二奉公之欲_一廢。繁盛從_二幼若時_一、奉_二仕九条右大臣_一、独戴_二殊恩_一、尤在_二此時_一矣。望請政所恩裁被_レ奏_二聞公家_一、賜_二官符於路次国々_一、省_二途中之危_一、期_二運上之計_一者。依_二解状_一案_二事情_一、事是善根、為_レ公無損、為_レ寺有_レ益。望請蒙_二天裁_一、被_レ賜_二官符件等国々_一、運_二上件大般若經_一、且遂_二繁盛之大願_一、且為_二寺家之法宝_一者。正_二三位行権中納言藤原朝臣道兼宣_一、奉_レ勅、宜_レ仰_二彼国々_一令_レ運_二上件經_一者。国宜_二承知依_レ宣行_一之。符到奉行。(下略)

このような累代のつながりと言えば、kに記されているように、維良_{II}維茂の祖父繁盛は藤原師輔に奉仕していたといい、hで師輔の孫にあたる九条流の道長が小野宮流に仕える宮道義行を非難しているのは、兼忠_I維良(維茂)も九条流と緊密な関係を維持していたためではないかと考えられてくる。したがってa・b・l・f・g・iなど『小記目録』で藤原実資が維良の「乱」を記録しているのは、小野宮家の家司宮道義行を庇護する意識が大きく、一方、九

条流の道長は事態を冷徹に判断し、むしろ「良識」を示したものと評価し得るところである。

ところで、世代を越えた対立という点では、kの繁盛と良文流の忠頼・忠光との紛擾は、以後の坂東の行方を考える上で重要になる。維良_{II}維茂は今回の事件により下総から退去せざるを得なくなった。将門の乱平定に良文がどのように関わったのかは不明の部分もあるが、良文が将門を平定する側にあったことはまちがいない¹⁸⁾。武蔵を拠点とする良文流と常陸を拠点とする繁盛流は上総・下総への進出をめぐる競争する関係にあったようである。『百鍊抄』長元元年(一〇二八)二月二十一日条には「諸卿定_レ申追_二討前上総介忠常_一事_上(以_二左衛門尉平直方_一為_二追討使_一)とあり、その後、両総地域では良文流の平忠常が上総介に就任し、当地に勢力を扶植することになる。『今昔物語集』巻二十五第九話「源頼信朝臣、責平忠恒語」は、寛弘五年(一〇〇八)「七年頃と推定される常陸介源頼信の在任中の出来事」で、「下総国ニ平忠恒ト云兵有ケリ。私ノ勢力極テ大キニシテ、上総・下総ヲ皆我マ、ニ進退シテ、公事ニモ不為リケリ。亦、常陸守ノ仰ヌル事ヲモ、事ニ触レテ忽緒ニシケリ」と描かれている。この出来事は頼信の率いる国衙軍に常陸国に居住する左衛門大夫平惟基(維幹)の軍勢が加わり、忠常の討伐に向かうが、忠常は「守殿、止事無ク御座ス君也。須可参シト云ドモ、惟基ハ先祖ノ敵也。其レガ候ハム前ニ下リ跪キテナム否不候マジキ」と抗戦姿勢を示し、「香取の海」(霞ヶ浦)を渡る船をすべて撤収さ

せてしまったので、迂回すると七日もかかり、忠常を取り逃がすことになるところを、頼信の「家ノ伝へ」による知見から海中の道の存在が明らかになり、忠常を急襲し、見事にその降服を得ることができたという。

そして、長元元年に始まる平忠常の乱である。これは上総介梶犬養為政の任終年に勃発したもので、平維良の乱と同様の原因と目され、為政は藤原実資の養子資頼（兄懐平の子）が伯耆守になった際に、初度庁宣を清書するなどしており（『小右記』治安元年〔一〇二一〕二月二日・三月六日条）、奇しくも小野宮流とつながりの深い人物であった。忠常の乱の平定には当初追討使平直方を始め、周辺国司にも貞盛流の人々が任用されており、kに記された良文流と貞盛・繁盛流の対立に由来する要素も大きかったと考えられる²⁰。貞盛流の直方はこの乱を平定することができず、結局のところ、甲斐守源頼信が起用され、上述のかつての討伐・降服によるものか、頼信が乗り出すと、すぐに平定が実現し、忠常は京上途中の美濃国で死去、その首級は都に届けられたが、上総国でなお抗戦を続ける子息らは許され、坂東南部では良文流が勢威を築き上げ、鎌倉幕府の成立を迎えることになる。

以上を要するに、平維良の乱は当該地域の勢力関係、その後の歴史の展開を左右するものであり、維良Ⅱ維茂の活動には大いに注目しなければならない。では、その後の維茂はどのような活躍の場を見出していくのであろうか。

三 鎮守府將軍とその後

維良Ⅱ維茂が再び史上に姿を現すのは、やはり陸奥国においてである。

1 『小右記』長和三年（一〇一四）二月七日条

今日將軍維良自_レ奥州_ニ參上。所_レ貢_ニ左府_ニ之物、馬廿疋（十二疋貢_レ置_ニ調鞍_ニ、今二疋不_レ置_レ鞍、今八疋貢_ニ家子達_ニ）、胡禄（籙）・鷲羽・砂金・絹・布等其数尤多。為_レ預_ニ將軍任符_ニ、隨身数万物詣_ニ蓮府_ニ。道路成_レ市見_レ之、巨万云々。件維良初蒙_ニ追捕官符_ニ、不_レ經_ニ幾閔_ニ榮爵_ニ、又任_ニ將軍_ニ、財貨之力也。外土狼戾輩弥濫貯_ニ財宝_ニ、企_ニ買_ニ官爵_ニ之計_上歟。悲代也々々々。

m 『御堂関白記』長和四年十一月三日条

（上略）將軍維能猷_ニ馬十疋_ニ。

n 『御堂関白記』長和五年十一月六日条

入夜按察大納言・太皇太后宮大夫・他上卿六七許人来会、歌_ニ神楽歌_ニ。其小馬間、引_ニ出馬二疋_ニ志_ニ。是今朝將軍維良奉馬五疋内。

o-1 『御堂関白記』寛仁二年（一〇一八）八月十九日条

（上略）又有_レ陸奥守貞仲与_ニ將軍維吉愁_ニ申雜事_ニ之定_上云々。

o-2 『小記目錄』第十七寛仁二年八月十九日条

被_レ定_ニ陸奥国司并將軍合戰事_ニ。

p 『御堂関白記』寛仁二年八月二十九日条

（上略）此日有_ニ陣定_ニ云々。資業朝臣来云、撰政消息、可_レ遣_ニ陸奥

推問使¹。諸卿定申云、民部丞藤原 等問者、為輔大不合者、不能²遠行¹。宜歟。返事云、唯以³可^レ然者³可^レ遣、如^レ此事余非^レ可²定申¹。(下略)

9 『小記目録』第二十治安二年(一〇二二) 四月十三日条

前將軍維良死去事。

まず1によると、平維良の乱にもかかわらず、維良は程なく五位を授与されたことが知られる。そして、1における鎮守府將軍任用である。表1によると、貞盛流の祖平貞盛には鎮守府將軍の経歴があり、これは『紀略』天曆元年(九四七)二月十八日条に、「右大臣著³宜陽殿相定云、鎮守府將軍貞盛朝臣申、使並茂、為²狄坂丸等²被²擊殺¹。其員十三人。件坂丸等徵²發軍士²、為^レ運²兵糧¹、將²以討滅²云々。先差³国使於賊地²可^レ令²勸糺²之由、給²官符²」²というもので、狄坂丸の蜂起に対処しようとしている。本件の結末は不詳であるが、鎮守府將軍はこのような兵乱に対応し得る能力が求められたところである。したがって表1のうちでは、光孝源氏の源信孝(『尊卑分脈』三―三七四頁)を除くと、桓武平氏や秀郷流藤原氏、そして河内源氏の源頼義と、いずれも武者の家系の者が就任している。特に貞盛以降では秀郷流藤原氏の独壇場であり、1で維良の任用が見えるのは、第一章で検討した秀郷流の諸任との競合に勝利したことをふまえて、久方ぶりに養父貞盛の後継となることのできたものと考えられる。

1では維良は陸奥国から上京し、藤原道長に対して莫大な献上物

表1 鎮守府將軍の就任者

承平7 (937) : 平良茂 (將) (時に故人)
天慶3 (940) : 藤原秀郷
天曆1 (947) : 平貞盛 《現》
康保2 (965) : 源信孝 《現》
天禄1 (970) : 藤原千常
天元1 (978) : 藤原千万
永延2 (988) : 藤原文条 (脩)
長保1 (999) : 藤原兼光
長和3 (1014) : 平維良 《現》
寛仁2 (1018) : 平永盛
治安2 (1022) : 藤原頼行
天喜1 (1053) : 源頼義

(備考)『国立歴史民俗博物館研究報告』84(2000年)資料編「国司等補任表」を参照して作成。「現」は所見年次、その他は任用年次を示す。

を奉納して、鎮守府將軍の任符発給に与ろうとしている。任符は外官の正規の任用を証明するもので、これを任地の人々に示して、正式の着任・政務の開始へとつながるものであった。²⁾したがって維良が鎮守府將軍として陸奥国で勢威を伸張するには不可欠のものであり、將軍任用も道長への奉仕と庇護があつたものである。前章で触れたように、この時点ではあの宮道義行は死去していたが、1における実資の記述よりは、なお維良を指弾する論調が強い。それ故にと言うべきか、m・nには維良の道長への奉仕ぶりが看取され、陸奥国の特産品である馬の献上に努めている様子が知られる。

こうした中で、o・pには陸奥守藤原貞仲と鎮守府將軍平維良との紛擾が起きたことが記されている。貞仲は北家魚名流、山蔭の子

兼三―為忠―高節―貞仲という系譜で（『尊卑分脈』二―二九五頁）、『御堂閔白記』には道長が整備に勤しむ木幡淨妙寺の「預作寺」として散見し（寛弘元年二月二十八日、同二年九月二十九日・十月十九日条）、法華三十講でも「僧等送下文」と見えており（寛弘七年五月二十日条）、『小右記』長和元年六月二十九日条に虹が立つ怪異が起きた時、「相親左府之人々宅多立之由云々」と記され、その中には「貞仲朝臣宅」も挙げられていた。したがって貞仲は道長と緊密な関係を有していたと考えられ、陸奥守就任後にも、『御堂閔白記』長和五年（一〇一六）十月二十二日条「陸奥守貞仲貢馬十疋」、寛仁元年十二月三日条「又貞仲貢馬四」とあり、奉仕に努めていたことがわかる。

今回の対立の原因と顛末は不明であるが、陸奥国の貢納品である絹・馬・砂金のうち、馬・砂金は鎮守府が徴収を担当しており、維良がこれらを国司に提供しなかったためではないかとする指摘がなされている。⁽²²⁾『小右記』長元四年二月二十三日条には「又命云、陸奥守貞仲時砂金以色代可進済之由、去年除目以諸卿定申、満正任〔時カ〕、以絹一疋充砂金一両進済。貞仲申請以二疋一充一両可済由。法令〔諸卿カ〕定申可有裁許由、依レ不注定文、慥所不覚者。報云、一疋倍満正例。就中雖有可進見金之責、難進納歟」、二十四日条「貞仲金代事、先日定趣如下官陳」とあり、確かに貞仲は砂金の調達に苦しみ、色代の絹による納入を申請せねばならなくなっている。

但し、貞仲は何とか代納によって責務を果して交替できたが、この件については維良は相手が悪かったようで、pでは道長は維良への肩入れは放擲しており、道長により緊密な貞仲との対立により、維良は鎮守府將軍に再任されずに死去することになる。『今昔物語集』巻二十五第九話にも登場する滋定（繁貞）は、「其ノ子左衛門大夫滋定ガ子孫、公ニ仕テ、于今有トナム語り伝ヘタルトヤ」とあるように、その子孫は衛門尉・国司などとして中央で活躍する道をとっている（『尊卑分脈』四―一五頁）。維良は維茂は結局のところ陸奥国に安定的な基盤を築くことはできなかつたのである。ただ、繁貞には越後国での活動が知られ、維茂の三男の繁成は従五位下・出羽城介とあり、この系統が越後国に拠点を確保し、城氏となり、武士の家系につながることになる。

r 1 『春記』長暦二年（一〇三八）十二月十日条

（上略）仰云、左衛門尉平繁貞、依越後国事勘当、于今不免除、已及三箇年。今年過畢可及三年。此事太無便。先日繁貞郎頭、付国司可追捕之由、給宣旨。其宣旨請文進上哉。隨彼請文状、可左右繁貞事。其旨可問東宮権大夫者。又仰云、檢非違使一度召問、可令申其旨。此問官人等可隨事之由、可仰別当者。予先參閔白殿、申廷尉事、便行別当畢。又參東宮権大夫御許、仰繁貞事。被命云、召問経長朝臣、可奏案内者。予帰蓬之。

r 2 『春記』長暦二年十二月十四日条

(上略) 午時許参_レ関白殿、伝_レ申昨日綸命、(関白) 明日御物忌也、被_レ申云、繁貞事已欲_レ及_三三箇年_一。又彼徒類等、国司可_三追捕之由、被_レ給_三宣旨_一已畢。至_レ今彼国自承知歟。又已及_三歳末_一、殊被_三停免_一何等事候哉。檢非違使(一日別当以_レ予被_レ申也)等所_三陳申_一已明白也。又或将来免_レ給何等事候哉。(中略) 深更退出、参_三東宮権大夫御許_一。為_レ仰_三繁貞免除事_一也。而早退出云々。(下略)

r-3 『春記』長暦二年十二月十五日条

(上略) 予即退出、参_三御堂_一、相_三遇師房卿_一、仰_三繁貞免除由_一畢。(下略)

s 『朝野群載』卷十一 廷尉・永久五年(一一一七) 五月五日檢非違使序下文

檢非違使序下 越後国住人平永基。応_レ令_下早附_一使者、召_中進称_前对馬守源義親_一法師等_上事。右、義親者、去嘉承年中、依_三已叛科_一追討早畢。而近来如_三風聞_一者、浮浪法師一人、自号_三義親_一、從_三陸奥国_一、越_三渡当境_一之後、徘徊永基之所云々。因_レ之可_三召進_一之由、先日附_三国司_一被_下知_上之處、初申_下可_三召進_一之状、後称_下不_三搦得_一之旨。前後之詞、非_レ无_三相違_一、奸詐之甚、何以如_レ之。早附_三使者_一、可_レ召_三進正身_一之間、称_三死殺由_一、梟_三其首_一者、真偽難_レ知歟。尚遁_三事於左右_一、致_三遲引_一者、永基参洛、使者共可_レ言_三上子細_一之状如_レ件。依_三別当宣_一、仰如_レ件。事出_三於院宣_一、不_レ得_三敢延怠_一。故下。

rによると、維茂の子繁貞は本人または郎等が起こした越後国で

の何らかの出来事により勅勘を被っていたことが知られる。「已及_三三箇年_一」とあるので、事発は長元九年四月の後朱雀天皇の即位年の頃であろうか。r-1・2の東宮権大夫はr-3の源師房で、彼は長元八年十月二十六日まで左衛門督であったが、事発時には任を去っており、左衛門府の職務を通じてのものではなく、繁貞と何らかの關係にあり、『春記』の記主藤原資房が繁貞の勅勘免除についての情報を照会すべき立場にあったのではないかと考えられる。師房は村上源氏、藤原頼通の猶子になっており、繁貞の家系がなお撰関家本流とその周辺との間につながりを持っていることが窺われるよう(『玉葉』治承五年七月一日条に「国人号_三白川御館_一」と記される城助職の拠点である沼垂郡白河庄は撰関家領である)。また繁貞が越後国の出来事に関わり、当国に郎等を扶植していたは、第二章で触れたように、やはり父維茂の時代から活動の展開・拠点が存したためであると解したい。

次にsでは繁成の孫永基に対して、源義親所称者の召進が命じられている。『尊卑分脈』では繁茂の子貞成に「城太郎」、孫の永基には「城二郎」の注記があり、十一世紀後半〜十二世紀前半頃に城氏としての土着・勢力確立が看取されるところである。源義家の子義親は鎮西での濫行により康和四年(一一〇二)に隱岐国へ配流になったが、脱出して出雲国で日代を殺害するなどの事件を起こしたため、天仁元年(一一〇八)に伊勢平氏の平正盛が因幡守として平定にあたり、首級入京が大々的に行われており(『中右記』天仁元年

正月十九・二十三・二十九日条など）、院の武力としての伊勢平氏の台頭を飾る出来事になった。しかし、sの頃から義親所稱者が出没、生存説が囁かれた始め、『中右記』元永元年（一一一八）二月五日条には撰津源氏の下総守源伸正（頼政の父）が常陸国住人を擲捕したことが見え、「件犯人ハ称故義親法師雇置宅主云々。伸正去年越_レ渡常陸国_レ追捕之間、賊已去_レ国也。被_レ問_レ犯人_レ之处、雇_レ宿義親_レ事太無実之由申云々」という情報が示されている。常陸国は維茂ともつながる大掾氏の拠点で、源頼義は多気権守平宗基（致幹）の女を娶り、女子が誕生していたから（『奥州後三年記』）、義親とも何らかのつながりがあり、身を潜める上で、常陸国、また繁盛流との関係で維茂の子孫が居住する越後国などが流転の寓居となっていたのかもしれない。²³⁾

t 『平安遺文』三三二八号長寛三年（一一六五）正月越後国司庁宣写

（前欠）右、件庄、金剛心院 勅免有_レ限、隨則鳥羽院庁御下文明鏡也。仍不_レ可有_レ牢籠_レ之处、目代已下在庁官人等□（不カ）信受_レ由、庄家所_レ訴申_レ也。事若実者、甚不_レ穩便_レ。自_レ今以後同停_レ止国妨_レ。但於_レ瀬波河_レ者、有_レ限国領也。就_レ中漁鮭為_レ重色济物_レ、庄家不_レ可_レ成_レ妨。兼又城太郎助永濫行可_レ停止_レ。若猶符不_レ拘_レ制法_レ者、召_レ上其身_レ、可_レ被_レ行_レ罪科_レ也。在庁官人等宜_レ承知、依_レ件行_レ之。以宣。（下略）

ともかくも、維茂の子孫たちは城氏として越後国に一大拠点を築

くことができ、国司の干渉にも容易に応じないような勢威を誇るようになっていた。その後の城氏のあり方としては、tや前章で掲げた『玉葉』治承五年七月一日条に、信濃侵攻が失敗した後、「本国在庁官人已下、為_レ遂_レ宿意_レ」とあるように、城氏は国衙機構と熾烈な争いを繰り返していたのではないかと思われる。また『平家物語』巻六「横田河原合戦」では、「城四郎長茂、木曾追討の為に、越後・出羽・相津四郡の兵共を引率して」とあり、城助職（助茂、長茂）は会津にも勢威を有していたことが知られ、「城四郎がたのみきつたる越後の山の太郎・相津の乗丹房などいふ聞ゆる兵共」とある乗丹（湛）房は、会津恵日寺の衆徒頭で、助職の叔父だったという。とすると、城氏は越後国北部を拠点に、出羽方面や会津から南陸奥を窺い、奥州藤原氏と勢力を接するような支配地域を築き上げていたことがわかる。²⁴⁾そこには維茂に始まる陸奥国や越後国での活動が重要な起点となっているのである。

むすびにかえて

小稿では越後城氏の祖となる余五將軍平維茂の足跡を検討した。『平家物語』巻六「廻文」には、木曾義仲を評して「ありがたき強弓・勢兵、馬の上、かちだち、すべて上古の田村・利仁・与五將軍・知頼・保昌、先祖頼光・義家朝臣といふ共、争か是にはまさるべき」とあり、鎮守府將軍や武者の代表的存在としての維茂像が窺

われる。しかし、維茂とその子孫は会津から南陸奥を窺いながらも、越後国に移去しなければならなかった。

では、維茂が陸奥国を去った後は、当地ではどのような展開が見られるのであろうか。『陸奥話記』（群書類従本）冒頭には「六箇郡之司有_二安倍頼良者_一。是同忠良子也。父祖忠頼東夷酋長、威風大振、村落皆服、横_二行六郡_一却_二略人民_一、子孫尤滋蔓」とあるが、安倍氏の出自については、『範圍記』長元九年（一〇三六）十二月二十二日条に「陸奥權守安倍忠好」が見え、『陸奥話記』でも安倍頼良（時）は「安大夫」と記されているので、鎮守府下の在庁官人として勢力を扶植したものとする説が有力になっている。²⁶とすると、o・pの時点で既に安倍氏につながる在庁官人がいた可能性があり、維良_{||}維茂は鎮守府の在庁であった安倍氏とも対立していたのではないかと指摘される所以である。²⁶

維茂の時代は前九年・後三年合戦と指呼の間にあつたのであり、その後の奥州藤原氏の成立までを視野に入れて展望することが必要になる。その観点からは、維茂が去った後、十一世紀後半には再び坂東から南陸奥に進出・定着を果す人々がいたことに注目したい。常陸大掾氏の一族では高久三郎忠衡が高久の地に土着し、岩城・岩崎氏の祖となり、磐城郡の地を押さえて、海道平氏として勢力を振るい、秀郷流藤原氏からは信夫佐藤氏の祖となる師信の信夫庄への土着が始まっている。また大和源氏源頼親の孫有光は十二世紀前半に陸奥国に土着し、石河冠者を名乗り、石川氏の祖となっており、

有光は藤原清衡の女を妻とし、奥州藤原氏と関係を形成しながら、基盤を築いていくことになる。²⁷これらの人々も十一世紀後半の第一世代の次に、十二世紀中葉の第二世代の段階で複数の家系に分かれ、十二世紀後半の第三・四世代では急速な一族の村々への展開、新村落の形成が進むという発展を辿り、治承・寿永内乱はこの第三・四世代の時期で、複雑な所領・家系の関係が利害の対立を惹起し、全国的な争乱の基層となっていくという。²⁸

十一世紀前半の維茂の時代は、いくつかの波がある武者の定着への模索の一例であり、維茂の家系は陸奥国では紛擾を起こし、第一世代で躰くものの、越後国に新展開を求め、こちらも紆余曲折があつたが、何とか基盤を得ることができたものである。こうした武者の定着過程をそれぞれに検討することを通じて、国衙機構の構成や地域のあり方がどのようにに変化し、歴史を動かすのかという点の究明をさらなる課題として、蕪雑な稿のむすびとしたい。

註

- (1) 拙稿 a 「源頼信と河内源氏の展開過程」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三九、二〇一四年)、b 「源頼親と大和源氏の生成」(同四三、二〇一八年)。
- (2) 元木泰雄『武士の成立』(吉川弘文館、一九九四年)。
- (3) 源頼清に関しては、元木泰雄「頼義と頼清」(『立命館文学』六二

- 四、二〇一二年）を参照。
- (4) 地方に土着する武士団の動向としては、一例として、拙稿「将門の乱と藤原秀郷」（『東洋大学文学部紀要』史学科篇三六、二〇一二年）を参照。
- (5) 川尻秋生「平維良の乱」（『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年）。
- (6) 川尻註(5) 論文。
- (7) 郎等のあり方については、拙稿「国務運営の諸相と受領郎等の成立」（『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年）を参照。
- (8) 中核的兵力の規模に関しては、拙稿「武蔵国足立郡司武蔵武芝とその行方」（『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年）を参照。
- (9) 『国司補任』第四（統群書類従完成会、一九九〇年）。
- (10) 註(8) 拙稿。
- (11) この定文については、恵美千鶴子「藤原行成筆「陣定文案」の書誌・伝来」（『禁裏・公家文庫研究』第五輯、思文閣出版、二〇一五年）を参照。
- (12) 以下、平維良の乱に関する基本的理解や人物関係は、加藤友康「下総国府焼き打ち事件」（『千葉県史』通史編古代二、二〇〇二年）、川尻註(5) 論文などに依拠する。なお史料dに関しては、寺内浩「押領使・追捕使関係史料の一考察」（『平安時代の地方軍制と天慶の乱』塙書房、二〇一七年）の指摘に従い、文章の切り方を変更し、二つの事柄を述べたものと理解する。後半部分は、下総国新守為度の着任後に、惟風（時に武蔵守の任期四年目で、「着任」云々は関係しない）が為度とともに平維良を追補するという意味合いであるという。
- (13) 国司苛政上訴については、坂本賞三『日本王朝国家体制論』（東京大学出版会、一九七二年）二〇三〜二〇三二頁、増淵徹「上訴と功過」（『京都橘女子大学研究紀要』二五、一九九九年）、寺内浩「国司苛政上訴について」（『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年）などを参照。
- (14) 隴谷寿「十世紀における左右衛門府官人の研究―尉を中心として―」（『平安博物館研究紀要』五、一九七四年）。
- (15) 高橋一樹「城氏の権力構造と越後・南奥羽」（『御館の時代』高志書院、二〇〇七年）。
- (16) 渡辺直彦「藤原実資家「家司」の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版、吉川弘文館、一九七八年）。
- (17) 『平安時代史事典』（角川書店、一九九四年）二四八七頁（関口力氏執筆）。
- (18) 川尻秋生「平良文と将門の乱」（註(5) 書）。
- (19) 註(1) a 拙稿。但し、藤原頼信の存在を否定した点は、横澤大典「源頼信」（『古代の人物』六、清文堂、二〇〇五年）の指摘を是として、大幅に修正した上で理解したい。
- (20) 野口実「平忠常の乱の経過について」（『坂東武士団の成立と発展』戎光祥出版、二〇一三年）。貞盛流の常陸介平維衡と繁盛流の維幹・為幹父子の結合については、拙稿「古代常陸国の相撲人と国衙機構」（註(7) 書）も参照。ちなみに、保立道久「藤原教通と武家源氏」（『古事

談』を読み解く』笠間書院、二〇〇八年）は、忠常は教通とつながりがあり、頼通は弟教通を警戒して、自分の配下である直方を起用したとする。

(21) 市大樹「国司任符の伝達と受信」(『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七年)。

(22) 熊谷公男「受領官」鎮守府將軍の成立」(『中世の地域社会と交流』吉川弘文館、一九九四年)。

(23) 義親所稱者事件が最終的に終息するのは大治五年(一一三〇)のことである(『長秋記』大治五年八月三・八・九日、十一月十三・二十三日条、『中右記』十月十四日、十一月十三・十五・二十三日条などを参照)。義親の動向については、元木泰雄『河内源氏』(中央公論新社、二〇一一年)を参照。

(24) 浅香年木 a「北陸道の在地領主層」、b「内乱前夜の反権門闘争と白山宮」(『治承・寿永内乱論序説』法政大学出版局、一九八一年年)、高橋註(15) 論文、水澤降一「十二世紀の越後と会津」、荒川隆史「阿賀北・大坪遺跡」、菅野和博「会津地方の平安末期」(『御館の時代』高志書院、二〇〇七年)など。

(25) 安倍氏をめぐる学説史は、樋口知志『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』(高志書院、二〇一一年)を参照。浏览智幸「平安中後期の陸奥北部支配と安倍氏」(『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年)は、在地豪族からの展開を探究する見方を呈している。

(26) 熊谷註(22) 論文。

(27) 入間田宣夫『平泉藤原氏と南奥武士団の成立』(歴史春秋社、二〇〇七年)、大石直正「治承・寿永内乱期南奥の政治的情勢」(『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、二〇〇一年)、小豆畑毅「陸奥国石川荘の開発と石川氏の展開」(『古代文化』六八の二、二〇一六年)など。なお、『陸奥話記』によると、藤原経清の周辺には藤原重久・経光・正綱・正元・業近・頼久・遠久、『康富記』文安元年閏六月二十三日条所引「後三年絵」でも、清原(藤原)清衡には「親族重光」(重久の子か)がいたことが知られ、秀郷流藤原氏の人々の支援があった様子が窺われる。したがって奥州藤原氏の成立も、秀郷流藤原氏の陸奥進出の一つの帰結として理解する視点が必要になろう。前九年・後三年合戦に登場する人物関係・比定については、樋口註(25) 書を参照。

(28) 大石註(27) 論文。

The life of the General Taira no Koremochi , the 15th son (son-in-law) of Taira no Sadamori

MORI, Kimiyuki

Taira no Koremochi was called "Yogo (余五) " the General. "Yogo" means five over ten,because he was born as a son of Kanetada who was a son of Shigemori,the younger brother of Sadamori and become a son-in-law of Sadamori,so he was the 15th son (including sons-in-law). His title of the "General" was that of Pacifying Emishi Quarters in Mutsu Province. Koremochi is known as ancestor of Jo Clan in Echigo Province. But his activity was written only in "Konjaku Monogatari-shu (今昔物語集) " vol.25 no.4 and 5 tales,so the historical materials were very little.

However in nowadays we can see that Taira no Koreyoshi who revolted against the Provincial Governor of Shimousa Province in 1005A.D. and appeared as a General of Pacifying Emishi Quarters in 1014A.D. is the same person of Koremochi.

In this article I tried to reveal how Koremochi got a triumph in the battle with Fujiwara no Morotoh who was a member of Hidesato's descendants Fujiwara Clan in Mutsu Province. Especially thorough the analysis about their servants we can consider how samurai warriors struggled for founding their new basements.

At the revolt in 1005A.D. Koremochi wasn't punished, because he was a servant of Fujiwara no Micinaga who was the highest rank minister and grandfather of the Emperor. Moreover Koremochi became the General of Pacifying Emishi Quarters in Mutsu Province by way of presenting gold sands and other products of Mutsu to Micinaga. But in 1018A.D. he revolted against the Provincial Governor of Mutsu Province who was more familiar with Micinaga,so he couldn't become the General again. After this incident he died in 1022A.D.

From Koremochi's thorough-life we can understand how unstable was the position of samurai warriors in the 11th century and a lot of battles were needed for getting their stable stand-point. Koremochi's activity was a good case of considering the struggles of samurai warriors.